

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成22年8月13日
【四半期会計期間】	第87期第1四半期（自平成22年4月1日至平成22年6月30日）
【会社名】	株式会社ヒラノテクシード
【英訳名】	HIRANO TECSEED Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 三浦日出男
【本店の所在の場所】	奈良県北葛城郡河合町大字川合101番地の1
【電話番号】	0745(57)0681番
【事務連絡者氏名】	取締役総務部長 定安一男
【最寄りの連絡場所】	奈良県北葛城郡河合町大字川合101番地の1
【電話番号】	0745(57)0681番
【事務連絡者氏名】	取締役総務部長 定安一男
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第86期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第87期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第86期
会計期間	自平成21年4月1日 至平成21年6月30日	自平成22年4月1日 至平成22年6月30日	自平成21年4月1日 至平成22年3月31日
売上高 (千円)	2,852,726	1,218,099	13,991,170
経常利益又は経常損失() (千円)	287,833	170,851	817,338
四半期(当期)純利益又は 四半期純損失() (千円)	199,537	150,341	567,189
純資産額 (千円)	15,583,036	15,511,711	15,815,349
総資産額 (千円)	22,545,887	21,693,089	21,349,969
1株当たり純資産額 (円)	1,035.25	1,030.72	1,050.88
1株当たり四半期(当期)純 利益金額又は1株当たり四半 期純損失金額() (円)	13.26	9.99	37.68
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	69.12	71.51	74.08
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	87,060	238	3,011,320
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	108,340	411,520	701,788
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	57,891	7,639	498,764
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (千円)	8,454,556	9,925,096	10,344,494
従業員数 (名)	305	312	306

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 第86期第1四半期連結累計(会計)期間及び第86期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

第87期第1四半期連結累計(会計)期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

3【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年6月30日現在

従業員数（名）	312
---------	-----

（注）従業員数は就業人員であり、臨時従業員は僅少であるため記載を省略しております。

(2) 提出会社の状況

平成22年6月30日現在

従業員数（名）	231
---------	-----

（注）従業員数は就業人員であり、臨時従業員は僅少であるため記載を省略しております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第1四半期連結会計期間における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	生産高(千円)	前年同四半期比(%)
塗工機関連機器	686,854	-
化工機関連機器	235,176	-
その他	104,545	-
合計	1,026,575	-

- (注) 1 金額は生産原価で、上記の内には外注生産によるものを含んでおります。
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注実績

当第1四半期連結会計期間における受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高(千円)	前年同四半期比(%)	受注残高(千円)	前年同四半期比(%)
塗工機関連機器	3,220,368	-	6,671,386	-
化工機関連機器	3,818,122	-	7,143,656	-
その他	170,684	-	148,600	-
合計	7,209,174	-	13,963,642	-

- (注) 1 金額は販売価格によっております。
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(千円)	前年同四半期比(%)
塗工機関連機器	815,433	-
化工機関連機器	242,582	-
その他	160,084	-
合計	1,218,099	-

- (注) 1 金額は販売価格によっております。
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当第1四半期連結会計期間におけるわが国経済は、中国・アジア等を中心とした海外経済の改善に伴う輸出及び生産に牽引され、緩やかな回復基調にあるものの、欧米での金融財政懸念に加え国内において雇用情勢の改善が見えないことや個人消費の頭打ち、また景気減退懸念など依然として厳しい状況にあります。

このような状況のもと、当社グループは、前期に引き続き環境エネルギー分野及び電気電子部材関連に注力し、高精度薄膜塗工機の拡販に努めてまいりました。

しかしながら、前期の受注環境の落ち込みが厳しく安定的な売上高を確保することが出来ずに低調に推移しました。

その結果、当第1四半期連結会計期間の売上高は1,218百万円（前年同期比57.3%減）となり、利益面では経常損失は170百万円（前年同四半期は経常利益287百万円）、四半期純損失は150百万円（前年同四半期は四半期純利益199百万円）となりました。

受注残高につきましては、海外を中心とした新規設備投資計画が堅調であったため、13,963百万円（前期末比75.1%増）、うち国内は5,827百万円（前期末比14.2%増）、輸出は8,136百万円（前期末比183.7%増）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

（塗工機関連機器）

当セグメントは、液晶表示用機能フィルム製造装置関連を中心に低調ながらも推移いたしました。

その結果、売上高は815百万円、うち国内売上高367百万円、輸出売上高447百万円となりました。また、セグメント利益は48百万円となりました。

受注残高につきましては、6,671百万円、うち国内は2,140百万円、輸出は4,531百万円となりました。

（化工機関連機器）

当セグメントは、主力の電気・電子部門向成膜装置など全般的に低調に推移いたしました。

その結果、売上高は、242百万円、うち国内売上高229百万円、輸出売上高は12百万円となりました。また、セグメント損失は78百万円となりました。

受注残高につきましては、7,143百万円、うち国内は3,558百万円、輸出は3,585百万円となりました。

（その他）

当セグメントは、染色整理機械装置、各種機器の部品の製造及び修理・改造等を行っております。

売上高は160百万円となり、うち国内売上高131百万円、輸出売上高は28百万円となりました。また、セグメント利益は27百万円となりました。

受注残高につきましては、148百万円、うち国内は128百万円、輸出は20百万円となりました。

(2) 財務状態の分析

(資産)

流動資産は前連結会計年度末に比べ438百万円増加し17,566百万円となりました。その主な要因は受取手形及び売掛金が1,299百万円減少しましたが、仕掛品が1,883百万円増加したことによります。

また、固定資産は前連結会計年度末に比べ95百万円減少し4,126百万円となりました。その主な要因は、有価証券の時価評価により投資有価証券が105百万円減少したことによります。

(負債)

流動負債は前連結会計年度末に比べ722百万円増加し5,034百万円となりました。その主な要因は支払手形及び買掛金が234百万円、短期資金調達により短期借入金が200百万円、また前受金が319百万円それぞれ増加したことによります。

固定負債は前連結会計年度末に比べ75百万円減少し1,146百万円となりました。その主な要因は、借入金の約定弁済により長期借入金が65百万円減少したことによります。

(純資産)

純資産は前連結会計年度末に比べ303百万円減少し、15,511百万円となりました。その主な要因は、前連結会計年度に係る期末配当金を90百万円支払ったこと、その他有価証券評価差額金が62百万円減少したこと、また四半期純損失を150百万円計上したことによります。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末よりも419百万円減少し、9,925百万円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によって支出したキャッシュ・フローは0百万円（前年同期は87百万円の収入）となりました。主な要因は売上債権が1,618百万円減少し、たな卸資産が1,882百万円増加したこと、また仕入債務が229百万円増加したことによります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によって使用されたキャッシュ・フローは前年同期比303百万円増加し411百万円となりました。これは主に定期預金を301百万円預け入れたこと及び、105百万円の有形固定資産の取得による支出を行ったことによります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によって使用されたキャッシュ・フローは前年同期比50百万円減少し7百万円となりました。これは主に、短期借入金200百万円が純額で増加した一方、長期借入金の約定弁済を122百万円行ったこと、また、配当金の支払を84百万円行ったことによるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりです。

1. 基本的な考え方と提案の理由

当社は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者の大規模買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

そして、株主の皆様が適切な判断を行うためには、大規模買付行為が行われようとする場合に、当社取締役会を通じ、株主の皆様に必要な情報が提供されることが必要であると考えます。

そこで、当社取締役会としては、株主の皆様の判断のために、大規模買付行為に関する情報が大規模買付者から提供された後、これを評価・検討し、取締役会としての意見を取りまとめて開示します。また必要に応じて、大規模買付者と交渉したり株主の皆様へ代替案を提示したりすることもあります。

当社は、1935年（昭和10年）の創業以来、お客様や株主の皆様、お取引先、地域社会の方々など、多くのステークホルダーに支えられ、現在はコーティングを核とした技術を通じて社会・産業の発展に寄与してまいりました。

このように当社グループの事業も拡大してきたことにより、社会や多くのステークホルダーの皆様からの期待も増し、これまで以上に果たすべき社会的責任が大きくなってきていると認識しております。

当社の株券等に対する買収提案がなされた場合、その提案内容が妥当かどうかを株主の皆様が短期間の間に適切に判断するためには、大規模買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠であると考えます。

当社取締役会は、このような基本的な考え方に立ち、大規模買付行為が一定の合理的なルールに従って行われることが、当社及び株主全体の利益に合致すると考え、以下に述べます大規模買付者による情報提供及び当社取締役会による対抗措置の発動に関するルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定することといたしました。

2. 大規模買付ルールの内容

当社取締役会が設定する大規模買付ルールとは、事前に大規模買付者は当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、当社取締役会が当該情報を検討するために必要である一定の評価期間が経過した後にのみ、大規模買付者は大規模買付行為を開始するというものです。

大規模買付ルールの概要は以下のとおりです。

(1) 対象となる買付

特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除きます。また、市場取引や公開買付等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、このような買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）がなされた場合に大規模買付ルールに定める手続きに従い、新株予約権の発行等の検討がなされることとなります。

注1：特定株主グループとは、

- (i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）または、
- () 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付等（同法第27条の2第1項に規定する買付等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注2：議決権割合とは、

- (i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も加算するものとします。）または、
- () 特定株主グループが、注1の()記載の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。各株券等所有割合の算出に当たっては、総議決権（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：金融商品取引法第27条の23第1項又は同法第27条の2第1項に規定する株券等を意味します。以下同じとします。

(2) 意向表明書の提出

まず、大規模買付者は、事前に当社取締役会宛に大規模買付ルールに従う旨の意向表明書を書面にてご提出いただきます。

当該意向表明書には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大規模買付行為の概要を明示していただきます。

なお、当該意向表明書の言語は、日本語に限らせていただきます。当社取締役会は、当該意向表明書を受領後すみやかに、当該意向表明書を受領した事実を開示します。

(3) 独立委員会の設置

当社は、本対応方針の具体的運用が適正に行われること、並びに株主の皆様の利益及び当社の企業価値を守るために適切と考える方策を取る場合におけるその判断の合理性及び公正性を担保するために、当社取締役会から独立した機関として独立委員会を設置します。

独立委員会は当社取締役会により設置・選任され、委員は3名以上とします。委員の選任にあたっては、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役・社外監査役のほか、社外有識者の中から選任します。

委員の任期は3年とし、重任を認めるものとします。なお、増員または補欠として選任された委員の任期は、他の在任委員の任期の満了すべき時までとします。

(4) 独立委員会の機能

独立委員会は、下記(5)で大規模買付者から提供される情報が必要かつ十分であるかを当社取締役会が判断する際に、当社取締役会に対して助言を行います。

また、独立委員会は、後述3(1)内の「ないし」記載の事項に該当するかどうかを参考にして、大規模買付行為が当社及び株主全体の利益を著しく損なうものとされるか否かについて評価・検討し、独立委員会としての意見を慎重にとりまとめ、当社取締役会に対して答申します。

さらに、独立委員会は、当社及び株主全体の利益を著しく損なうものと判断される大規模買付行為に対して、新株予約権の発行等、会社法その他の法律及び当社定款により認められる対抗措置を取るよう当社取締役会に対して具申します。

(5) 情報の提供

次に、当該大規模買付者から、株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を提供していただきます。なお、本必要情報の言語は、日本語に限らせていただきます。

当社取締役会は、上記(2)の意向表明書を受領した後10営業日（初日不算入）以内に、適宜提出期限を定めた上、当初提供していただくべき本必要情報のリストを当該大規模買付者に交付します。本必要情報の具体的内容は、大規模買付者の属性または大規模買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目の一部は以下のとおりです。

大規模買付者及びそのグループに関する詳細な情報（大規模買付者の資本構成、財務内容、事業内容、当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）

大規模買付行為の目的及び内容

当社株式の取得対価の算定根拠

当社株式の取得資金の裏付け

当社の経営に参画した後に想定している経営方針、経営戦略、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等（以下「買付後経営方針等」といいます。）

大規模買付行為完了後に予定する当社の従業員、顧客、取引先等の処遇の変更の有無及びその内容

当社取締役会は、独立委員会の助言を受けながら、当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは株主の皆様の判断または当社取締役会としての意見形成のためには不十分と認められる場合には、大規模買付者に対して適宜回答期限を定めた上、本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。当社取締役会は、本必要情報が揃った時点で、本必要情報の提供が完了した旨を証する書面を当該大規模買付者に交付します。

当社取締役会は、本必要情報の提供が完了した旨を証する書面を当該大規模買付者に交付後すみやかに、当該書面を交付した事実及びその交付日を開示します。また、当社取締役会に提供された本必要情報について株主の皆様の判断のために必要であると認める場合に、適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。

(6) 取締役会による検討期間

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、本必要情報の提供が完了した旨を証する書面を当社取締役会が大規模買付者に交付した日から起算して原則として60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合）または原則として90日間（その他の大規模買付行為の場合）を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として与えられるべきものと考えます。

従って、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。

当社取締役会は、取締役会評価期間中、外部専門家等の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、さらに独立委員会からの具申を尊重し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。

また、必要に応じ大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

3. 大規模買付行為が行われた場合の対応方針

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。この場合には、大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、独立委員会の具申を最大限尊重した上で、取締役会の評価として当該大規模買付行為が株主全体の利益を著しく損なうものと判断した場合には、当社取締役会は取締役の善管注意義務に基づき、株主の皆様の利益を守るために適切と考える方策を取ることがあります。

当社取締役会は、当該大規模買付行為が株主全体の利益を著しく損なうものと判断する場合として、以下のいずれかに該当するおそれのある場合を想定しております。

当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず当社の株券等を買占め、当該株券等について、当社または当社グループ会社による高値での買取りを目的として大規模買付行為を行う場合

当社の経営を一時的に支配して、当社または当社グループ会社の重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲の下に大規模買付者等の利益を実現する経営を行うことを目的として大規模買付行為を行う場合
当社または当社グループ会社の資産を、当該大規模買付者及びそのグループの債務の担保や弁済原資として流用することを目的として大規模買付行為を行う場合

当社の経営を一時的に支配して、当社または当社グループ会社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜けることを目的として大規模買付行為を行う場合

強圧的二段階買収（大規模買付者の提示する当社株式の買付方法が、最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等の株式買付を行うことをいいます）等株主に株券等の売却を事実上強制することを目的として大規模買付行為を行う場合

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、独立委員会の具申を最大限尊重した上で、当社及び株主全体の利益を守ることを目的として、新株予約権の発行等、会社法その他の法律及び当社定款により認められる対抗措置をとり、当該大規模買付行為に対抗する場合があります。

具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。

なお、実際に新株予約権を発行する場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とすること、及び一部取得条項を付与し新株予約権の取得の対価として当社株式を交付することなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間及び行使条件を設けることがあります。

4. 株主・投資家に与える影響等

(1) 大規模買付ルールが株主・投資家に与える影響等

大規模買付ルールは、株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を株主の皆様へ提供し、さらには株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。

これにより、株主の皆様は、適切な情報のもとで大規模買付行為に応じるか否かについての適切な判断をすることが可能となり、そのことが株主全体の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記3において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより、大規模買付の行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は当社及び株主全体の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律及び当社定款により認められる対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組上株主の皆様（大規模買付ルールに違反した大規模買付者を除きます。）が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。

当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び金融商品取引所規則に従って適時適切な開示を行います。対抗措置発動に伴って株主の皆様が必要となる手続として、別途当社取締役会が決定し公告する基準日までに株主名簿への記載または記録（名義書換）を完了していただく必要があります。その上で、対抗措置として考えられるもののうち、株主割当による新株予約権の発行の場合には、その発行の態様により、新株を取得するために所定の期間内に申込みをしていただく、または一定の金額の払込みをしていただく必要がある場合がございます。

かかる手続の詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することとなった際に、法令に基づき別途お知らせします。

当社取締役会は、一旦新株予約権の発行を決定し、または権利の割当を受けるべき株主が確定した後においても、以下のような事情がある場合には、行使期間開始日までの間は、当該新株予約権の発行の中止または発動後においては本新株予約権の消却（無償取得）を行うことができるものとします。

具体的には、対抗措置発動により新株予約権の発行を決定した後、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した場合、その他大規模買付等が存在しなくなった場合、または対抗措置発動の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、当該大規模買付行為が株主全体の利益を著しく損なうものではないと判断するに至った場合に、当該新株予約権の発行の中止または消却（無償取得）を行うことができるものとします。この場合、当社取締役会は当該事項について決定後、すみやかに情報開示を行います。

なお、新株予約権の権利の割当を受けるべき株主が確定した後において当該新株予約権を消却（無償取得）する場合には、一株あたりの株式の価値の希釈化は生じませんので、当社株式の株価の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の方は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

5. 大規模買付ルールの有効期限

本対応方針及び大規模買付ルールの有効期限は平成20年6月27日開催の定時株主総会后、最初に開催される当社取締役会の終了の時から平成23年3月期の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとします。

6. 大規模買付ルールの廃止及び変更

大規模買付ルールの導入後、有効期限の満了前であっても、株主総会若しくは当社取締役会において大規模買付ルールを廃止する旨の決議がなされた場合には、大規模買付ルールはその時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、有効期限の満了前であっても、独立委員会の承認を得た上で大規模買付ルールを修正または変更する場合があります。

当社は、大規模買付ルールの廃止または変更がなされた場合には、その事実及び変更等の場合にはその内容等について、情報開示をすみやかに行います。

(5) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発費の総額は、133百万円であります。

なお、当第1四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末において計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	50,000,000
計	50,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成22年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成22年8月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	15,394,379	15,394,379	大阪証券取引所 市場第二部	単元株式数 1,000株
計	15,394,379	15,394,379	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成22年4月1日～ 平成22年6月30日	-	15,394,379	-	1,847,821	-	1,339,654

(6)【大株主の状況】

大量保有報告書の写しの送付がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することが出来ないことから、直前の基準日（平成22年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成22年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 344,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 14,964,000	14,964	-
単元未満株式	普通株式 86,379	-	-
発行済株式総数	15,394,379	-	-
総株主の議決権	-	14,964	-

- (注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が1,000株(議決権1個)含まれております。
2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式754株が含まれております。

【自己株式等】

平成22年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社ヒラノテクシード	奈良県北葛城郡 河合町大字川合101-1	344,000	-	344,000	2.23
計	-	344,000	-	344,000	2.23

(注) 当第1四半期会計期間末現在の保有自己株式数は345,004株です。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年4月	5月	6月
最高(円)	1,139	1,160	1,130
最低(円)	1,025	1,002	993

(注) 最高・最低株価は、大阪証券取引所市場第二部におけるものであります。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

第5【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び前第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び前第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第1四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	7,075,492	6,630,436
受取手形及び売掛金	3,184,500	4,484,245
有価証券	3,630,603	4,195,058
仕掛品	3,190,230	1,307,080
原材料及び貯蔵品	91,722	92,742
その他	395,844	424,301
貸倒引当金	1,894	6,046
流動資産合計	17,566,499	17,127,819
固定資産		
有形固定資産	2,860,781	2,861,127
無形固定資産	175,253	189,534
投資その他の資産		
投資有価証券	707,611	813,527
その他	390,937	365,953
貸倒引当金	7,993	7,993
投資その他の資産合計	1,090,555	1,171,487
固定資産合計	4,126,590	4,222,149
資産合計	21,693,089	21,349,969

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	3,037,345	2,802,437
短期借入金	200,000	-
1年内返済予定の長期借入金	340,036	397,696
未払法人税等	1,126	12,891
前受金	825,679	506,584
賞与引当金	58,206	173,812
製品保証引当金	15,500	19,900
その他	556,624	399,003
流動負債合計	5,034,518	4,312,324
固定負債		
長期借入金	244,496	309,620
退職給付引当金	732,225	763,188
役員退職慰労引当金	144,402	146,000
資産除去債務	22,294	-
その他	3,441	3,487
固定負債合計	1,146,860	1,222,295
負債合計	6,181,378	5,534,620
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,847,821	1,847,821
資本剰余金	1,339,722	1,339,722
利益剰余金	12,609,289	12,849,929
自己株式	403,041	402,783
株主資本合計	15,393,792	15,634,689
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	117,919	180,659
評価・換算差額等合計	117,919	180,659
純資産合計	15,511,711	15,815,349
負債純資産合計	21,693,089	21,349,969

(2)【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
売上高	2,852,726	1,218,099
売上原価	2,195,217	1,026,575
売上総利益	657,509	191,523
販売費及び一般管理費	383,383	393,290
営業利益又は営業損失()	274,125	201,766
営業外収益		
受取利息	2,146	1,901
受取配当金	10,878	11,028
受取保険金	-	12,070
その他	6,307	10,241
営業外収益合計	19,333	35,240
営業外費用		
支払利息	4,601	3,138
その他	1,024	1,186
営業外費用合計	5,626	4,325
経常利益又は経常損失()	287,833	170,851
特別利益		
貸倒引当金戻入額	227	4,301
特別利益合計	227	4,301
特別損失		
投資有価証券評価損	-	3,420
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	12,039
特別損失合計	-	15,460
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	288,060	182,011
法人税、住民税及び事業税	123,602	963
法人税等調整額	35,080	32,632
法人税等合計	88,522	31,669
少数株主損益調整前四半期純損失()	-	150,341
四半期純利益又は四半期純損失()	199,537	150,341

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	288,060	182,011
減価償却費	96,606	98,190
賞与引当金の増減額(は減少)	105,665	115,605
貸倒引当金の増減額(は減少)	227	4,152
退職給付引当金の増減額(は減少)	1,778	30,962
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	18,024	1,597
製品保証引当金の増減額(は減少)	1,200	4,400
受取利息及び受取配当金	13,025	12,929
支払利息	4,601	3,138
固定資産売却損益(は益)	130	162
売上債権の増減額(は増加)	1,357,874	1,618,840
たな卸資産の増減額(は増加)	109,855	1,882,129
仕入債務の増減額(は減少)	1,148,896	229,881
その他	39,410	162,269
小計	609,862	121,629
利息及び配当金の受取額	13,024	14,187
利息の支払額	4,601	3,138
法人税等の支払額	531,224	4,926
法人税等の還付額	-	115,268
営業活動によるキャッシュ・フロー	87,060	238
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	-	301,000
定期預金の払戻による収入	-	1,000
有形固定資産の取得による支出	100,445	105,609
有形固定資産の売却による収入	250	250
無形固定資産の取得による支出	900	5,200
投資有価証券の取得による支出	600	900
その他	6,645	60
投資活動によるキャッシュ・フロー	108,340	411,520
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	200,000	200,000
長期借入金の返済による支出	119,184	122,784
自己株式の取得による支出	1,486	257
配当金の支払額	136,998	84,069
その他	222	528
財務活動によるキャッシュ・フロー	57,891	7,639
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	79,171	419,398
現金及び現金同等物の期首残高	8,533,727	10,344,494
現金及び現金同等物の四半期末残高	8,454,556	9,925,096

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
会計処理基準に関する事項の変更	<p>資産除去債務に関する会計基準の適用</p> <p>当第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。</p> <p>これにより、営業損失及び経常損失はそれぞれ327千円、税金等調整前四半期純損失は、12,367千円増加しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は22,173千円であります。</p>

【表示方法の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
(四半期連結損益計算書)	<p>「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日内閣府令第5号)の適用により、当第1四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純損失」の科目で表示しております。</p>

【簡便な会計処理】

当第1四半期連結会計期間（自平成22年4月1日至平成22年6月30日）
重要性が乏しいため記載を省略しております。

【四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理】

当第1四半期連結会計期間（自平成22年4月1日至平成22年6月30日）
該当事項はありません。

【注記事項】

（四半期連結貸借対照表関係）

当第1四半期連結会計期間末 （平成22年6月30日）		前連結会計年度末 （平成22年3月31日）	
有形固定資産の減価償却累計額	3,542,997千円	有形固定資産の減価償却累計額	3,460,053千円

（四半期連結損益計算書関係）

前第1四半期連結累計期間 （自平成21年4月1日 至平成21年6月30日）		当第1四半期連結累計期間 （自平成22年4月1日 至平成22年6月30日）	
販売費及び一般管理費の主なもの		販売費及び一般管理費の主なもの	
給料及び手当	87,593千円	給料及び手当	90,713千円
賞与引当金繰入額	17,336千円	賞与引当金繰入額	17,822千円
退職給付費用	8,273千円	退職給付費用	9,705千円
役員退職慰労引当金繰入額	8,445千円	役員退職慰労引当金繰入額	7,912千円

（四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係）

前第1四半期連結累計期間 （自平成21年4月1日 至平成21年6月30日）		当第1四半期連結累計期間 （自平成22年4月1日 至平成22年6月30日）	
現金及び現金同等物の当第1四半期連結累計期間末残高と当第1四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係（平成21年6月30日現在）		現金及び現金同等物の当第1四半期連結累計期間末残高と当第1四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係（平成22年6月30日現在）	
現金及び預金勘定	6,566,445千円	現金及び預金勘定	7,075,492千円
有価証券	2,369,111千円	有価証券	3,630,603千円
預入期間が3ヶ月超の定期預金	481,000千円	預入期間が3ヶ月超の定期預金	781,000千円
現金及び現金同等物	8,454,556千円	現金及び現金同等物	9,925,096千円

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

1 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当第1四半期連結会計期間末
普通株式(株)	15,394,379

2 自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当第1四半期連結会計期間末
普通株式(株)	345,004

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	90,297	6.00	平成22年3月31日	平成22年6月30日	利益剰余金

(2) 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

5 株主資本の著しい変動

株主資本の金額は、前連結会計年度末日と比較して著しい変動がありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

	塗工機関連 機器 (千円)	化工機関連 機器 (千円)	その他 (千円)	計(千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	2,036,584	682,392	133,750	2,852,726	-	2,852,726
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-	-	(-)	-
計	2,036,584	682,392	133,750	2,852,726	(-)	2,852,726
営業利益	151,974	110,318	11,833	274,125	(-)	274,125

(注) 1 事業区分は、内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業の主な製品

(1) 塗工機関連機器

各種コーティング、ラミネーティング装置並びにこれらに付随する乾燥熱処理装置及びライン制御装置

(2) 化工機関連機器

各種成膜装置、不織布・高機能繊維製造装置、フラットパネル塗布乾燥装置、真空蒸着装置並びにこれらに付随する乾燥・熱処理装置及びライン制御装置

(3) その他

染色整理機械装置、各種機器の部品の製造及び修理・改造等

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

在外連結子会社及び在外支店がないため該当事項はありません。

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

	東アジア	北米	その他の地域	計
海外売上高(千円)	893,637	286,520	7,959	1,188,116
連結売上高(千円)	-	-	-	2,852,726
連結売上高に占める海外売上高の割合(%)	31.3	10.0	0.3	41.6

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

(国又は地域の区分の変更)

従来、北米は「その他の地域」に含めておりましたが、当第1四半期連結会計期間において、当該地域の売上高が連結売上高の10%を超えたため、「北米」として区分掲記しております。なお、前第1四半期連結累計期間における北米の海外売上高は9,559千円であります。

2 各区分に属する主な国又は地域

(1) 東アジア.....台湾・韓国・中国

(2) 北米.....アメリカ

(3) その他の地域.....マレーシア

3 海外売上高は、連結財務諸表提出会社及び連結子会社の輸出高の合計額であります。

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、製品・サービス別に国内及び海外の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

従って、当社は、製品・サービス別セグメントから構成されており、「塗工機関連機器」、「化工機関連機器」及び「その他」の3つを報告セグメントとしております。

「塗工機関連機器」は各種コーティング、ラミネーティング装置並びにこれらに付随する乾燥熱処理装置及びライン制御装置の製造販売をしております。「化工機関連機器」は各種成膜装置、不織布・高機能繊維製造装置、フラットパネル塗布乾燥装置、並びにこれらに付随する乾燥・熱処理装置及びライン制御装置の製造販売をしております。「その他」は染色整理機械装置、各種機器の部品の製造及び修理・改造等を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第1四半期連結累計期間（自平成22年4月1日 至平成22年6月30日）

（単位：千円）

	報告セグメント			合計
	塗工機関連機器	化工機関連機器	その他	
売上高				
外部顧客への売上高	815,433	242,582	160,084	1,218,099
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-	-
計	815,433	242,582	160,084	1,218,099
セグメント利益又は セグメント損失（ ）	48,153	78,924	27,838	2,933

3. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の
主な内容（差異調整に関する事項）

（単位：千円）

利益	金額
報告セグメント計	2,933
全社費用（注）	198,833
四半期連結損益計算書の営業損失（ ）	201,766

（注）全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

4. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

（追加情報）

当第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

(金融商品関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年6月30日)

金融商品の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(有価証券関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年6月30日)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(デリバティブ取引関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年6月30日)

デリバティブ取引の四半期連結会計期間末の契約額等は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(ストック・オプション等関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年6月30日)

該当事項はありません。

(賃貸等不動産関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年6月30日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
1,030.72円	1,050.88円

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	15,511,711	15,815,349
純資産の部の合計額から 控除する金額(千円)	-	-
普通株式に係る純資産額(千円)	15,511,711	15,815,349
普通株式の発行済株式数(株)	15,394,379	15,394,379
普通株式の自己株式数(株)	345,004	344,754
1株当たりの純資産額の算定に 用いられた普通株式の数(株)	15,049,375	15,049,625

2. 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額等

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額 13.26円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額に ついては、潜在株式が存在しないため記載しておりませ ん。	1株当たり四半期純損失金額 9.99円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額に ついては、1株当たり四半期純損失であり、また、潜在 株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益又 は四半期純損失()(千円)	199,537	150,341
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純 損失()(千円)	199,537	150,341
普通株式の期中平均株式数(株)	15,053,013	15,049,500

(リース取引関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年6月30日)
著しい変動はありません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年 8月10日

株式会社ヒラノテクシード
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 浅賀 裕 幸 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤井 睦 裕 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ヒラノテクシードの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ヒラノテクシード及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年8月9日

株式会社ヒラノテクシード
取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 浅賀 裕 幸 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤井 睦 裕 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ヒラノテクシードの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ヒラノテクシード及び連結子会社の平成22年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれておりません。